

(記号番号)

令和 年 月 日

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名) 殿

国税局長

沖縄国税事務所長

酒類の表示の基準の遵守について（命令）

貴社（あなた）
の酒類製造場（ 県 市 工場）から移出された
が輸入し保税地域（ 県 市 ）から引き取る
が保税地域（ 県 市 ）から輸出しようとする
が詰め替えて酒類販売場（ 県 市 ）から搬出した

酒類（酒類

の品目、銘柄、リットルびん詰品）の容器（又は包装）の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）第 86 条の 7 の規定に基づき定められた酒類の表示の基準における重要基準を定める件（平成 15 年国税庁告示第 15 号）に掲げる「表示基準¹」を遵守したものとなっていないことから、同法第 86 条の 7 の規定に基づき、

令和 年 月 日までに
保税地域から搬出するまでに
保税地域から輸出するまでに

酒類の表示の基準を遵守すべきことを命令しますので、
この命令に従い表示基準を遵守した場合にはその旨を速やかに報告してください。

なお、命令に従わない場合には、同法第 98 条第 2 号の規定に基づき罰金の刑に処せられます。また、罰金の刑に処せられた場合は、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）^{第 12 条第 2 号}_{第 14 条第 2 号}の「第 10 条第 3 号から第 5 号まで^{若しくは}第 7 号から第 8 号までに規定する者に該当することとなった場合」に該当し、同条の規定により、酒類の^{製造免許}_{販売業免許}を取り消すことがあります。

(記載要領)

¹ 「表示基準」には、遵守していない表示基準（清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第 8 号）、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第 9 号）、酒類における有機の表示基準（平成 12 年国税庁告示第 7 号）、酒類の地理的表示に関する表示基準（平成 27 年国税庁告示第 19 号）、果実酒等の製法品質表示基準（平成 27 年国税庁告示第 18 号））を記載する。例えば「清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第 8 号）第 3 項第 2 号《製造時期》」と記載する。

² 8-2-3 《申請書等の処理》8-2-3 表 2-4 「不服申立て等について」の教示文を添付する。